

平成26年8月21日

株式会社 山陰合同銀行

広島市における大雨・土砂災害に対する当行の対応について

このたびの大雨・土砂災害により被災された皆さま方に心よりお見舞い申し上げます。

山陰合同銀行（頭取 久保田 一朗）では、このたび広島市で発生した大雨・土砂災害により被災された皆さまを支援するため、下記のとおり対応しております。

どうぞ最寄りのごうぎんの営業店窓口にて何なりとご相談ください。

記

1. ご預金等のお取扱いについて

ご預金の通帳・証書・印鑑等をなくされた方は、ご本人確認のうえお支払い致しますので、何なりとご相談ください。定期預金等の期限前払戻しにつきましても、ご事情によりご相談に応じます。

2. 個人向け「リフォームローン1000」の災害復旧対応金利について

被災された個人のお客さま向けに、全店（出張所、代理店含む）で「リフォームローン1000」の金利を通常適用金利よりも引き下げた災害復旧対応金利でお取扱いいたします。「リフォームローン1000」は、住宅のリフォーム、修繕費用および家具・家電・家財の購入等、一切の住宅諸費用にご利用いただけます。

詳しくは（別紙1）をご覧ください。

3. 事業者向け「災害対策資金」について

被災された事業者のお客さま向けに、本支店および中小企業ローンセンターで「災害対策資金」をご用意しております。

詳しくは（別紙2）をご覧ください。

4. 災害義援金のお振込に関する手数料について

このたびの大雨・土砂災害にかかる各種団体等への災害義援金の振込手数料を当行宛、他行宛にかかわらず全て無料でお取扱いいたします。

詳しくは（別紙3）をご覧ください。

以 上

(別紙1)

個人向け「リフォームローン1000」の概要

○融資対象者

取扱店の営業区域内に居住または勤務先を有する個人で次の各要件を満たす方

- ・ 融資時年齢が満 20 歳以上で、完済時年齢が満 75 歳未満の方
- ・ 安定継続した収入のある方
- ・ 保証会社の保証が受けられる方
- ・ その他当行の審査基準に適合する方

○融資金額

- ・ 1,000 万円以内

○資金使途

- ・ 災害による住宅被害のリフォーム資金
リフォームに伴う家具・家電・家財の購入等、一切の住宅諸費用にご利用いただけます。

○融資期間

- ・ 15 年以内

○返済方法

- ・ 元利均等毎月返済（ボーナス返済併用可）

○災害復旧対応利率（平成 26 年 8 月 21 日現在）

- ・ 年 1.9%（変動金利・含む保証料）
 - ※ 当行の最優遇金利（長期プライムレート）マイナス年 0.7%
 - ※ 資金使途が「このたびの災害による住宅被害のリフォーム資金」の場合に適用となる利率です。
 - ※ お取引内容等による金利引き下げはございません。

○担保

- ・ 不要

○保証人

- ・ 原則不要

○保証会社

- ・ 山陰信販（株）、（株）オリエントコーポレーション

○その他

- ・ 店頭にて説明書をご用意しております。返済額は店頭にて試算いたします。
詳しくはお近くのごうぎん窓口までご相談ください。

以 上

(別紙2)

事業者向け「災害対策資金」の概要

○融資対象者

- ・災害により、事業用設備、製品・商品など所有資産に直接被害を受けた事業者
- ・災害により、売上減少、回収遅延など間接的に損害を受けた事業者

○融資金額

- ・5,000万円以内（運転資金3,000万円以内）

○資金使途

- ・設備資金、運転資金

○融資期間

- ・設備資金：10年以内（据置1年以内）
- ・運転資金：5年以内（〃）

○返済方法

- ・元金均等毎月返済
- ・期日一括返済（期間1年以内）

○利率（平成26年8月21日現在）

- ・1年以内（固定金利）：年1.6%
- ・3年以内（変動金利）：年1.9%
- ・5年以内（〃）：年2.1%
- ・10年以内（〃）：年2.3%

※当行の最優遇金利（長・短期プライムレート）マイナス年0.5%

○担保

- ・個別に決定

○保証

- ・原則第三者保証は不要
- ・法人：代表者
- ・個人：原則不要

※なお信用保証協会保証付（普通保証・セーフティネット保証）で取り扱う場合は信用保証協会と個別協議が必要となります。

以 上

(別紙3)

災害義援金のお振込に関する手数料のお取扱い

広島市における大雨・土砂災害にかかる各種団体等への災害義援金の振込手数料を当行宛、他行宛にかかわらず、全て無料でお取扱させていただきます。

1. お取扱開始日

平成26年8月21日(木)以降にお振込の災害義援金を対象とします。

2. 対象のお振込

窓口だけでなくATM、インターネット、モバイルバンキングサービスによるお振込も対象となります。

なお、窓口以外によるお振込の場合、システムの都合上、一旦規定の手数料をいただきますが、以下のとおりお申し出いただければ、手数料をお返しいたします。

(1) 窓口でお振込のお客さま

お振込される際に災害義援金であることをお申し出ください。

(2) ATMでお振込のお客さま

お振込後、「キャッシュカードご利用明細」をご持参のうえ、窓口にお申し出ください。

(3) インターネット、モバイルバンキングサービスでお振込のお客さま

お振込後、「振込日」「振込先」「振込金額」をお控えになり、窓口にお申し出ください。

以 上